

(証券コード6755)  
2025年7月29日

## 株主各位

川崎市高津区末長三丁目3番17号

**株式会社富士通ゼネラル**

代表取締役社長 増田幸司

### 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、  
ご通知申しあげます。

敬具

記

#### 決議事項

##### 第1号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年8月21日を効力発生日として、  
当社株式11,530,250株を1株に併合することを決定いたしました。

##### 第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年8月21日を効力発生日として、  
発行可能株式総数、単元株式数、単元未満株式についての権利、単元未満  
株式の買増し、定時株主総会の基準日及び電子提供措置等に関する定款の  
定めを変更することを決定いたしました。

---

## 株式併合及び単元株式数の定めの廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年8月21日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）11,530,250株を1株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することを決定いたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は必要ございません。

### 1. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）及び富士通株式会社のみとする目的とする取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年8月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年8月20日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による、当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である2,808円を乗じた金額に相当する金額が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数株式相当分の売却代金は、2025年11月中旬を目途に、株主の皆様に交付することを見込んでおります。

### 2. 主なスケジュール

当社株式の最終売買日	2025年8月18日（月）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年8月19日（火）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年8月21日（木）（予定）
端数株式相当分の売却代金の交付	2025年11月中旬頃（予定）